

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 77 号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和 48 年岩手県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 この規則において「公的森林整備推進事業」とは、別に知事が承認する市町村森林整備事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて行う育成単層林整備（人工造林の伐採前特殊地<sup>ごしら</sup>えを除く。）、育成複層林整備、機能増進保育、<u>特定間伐</u>、長期育成循環整備及び附帯施設等整備をいう。</p> <p>3 この規則において「育成単層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育（植栽型） 林木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるもの（松林保護樹林帯造成にあつてはエを除くもの、被害地等森林整備事業のウにあつては別に定める年齢の林分を別に定める指定被害地造林として行う火災、気象災、病虫害等（以下「気象災等」という。）による倒伏木の倒木起こし並びに作業道等の開設及び改良を行うもの）をいう。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 除伐及び間伐 別に定める年齢の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良（<u>別に定める人工林については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定により、知事が樹立する地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に限る。</u>）</p> <p>カ 特定高齢級間伐 森林法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要整備森林（以下「要整備森林」という。）に指定されている別に定める年齢の森林（公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。）について、1 施行地につき 1 回限り行う不良木の淘汰並びに作業道等の開業及び改良</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 この規則において「公的森林整備推進事業」とは、別に知事が承認する市町村森林整備事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて行う育成単層林整備（人工造林の伐採前特殊地<sup>ごしら</sup>えを除く。）、育成複層林整備、機能増進保育、<u>団地間伐</u>、長期育成循環整備及び附帯施設等整備をいう。</p> <p>3 この規則において「育成単層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育（植栽型） 林木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるもの（松林保護樹林帯造成にあつてはエを除くもの、被害地等森林整備事業のウにあつては別に定める年齢の林分を別に定める指定被害地造林として行う火災、気象災、病虫害等（以下「気象災等」という。）による倒伏木の倒木起こし並びに作業道等の開設及び改良を行うもの）をいう。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 除伐及び間伐 別に定める年齢の人工林で行う不用木の除去、不良木の<sup>とうた</sup>淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良</p> <p>カ 特定高齢級間伐 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 39 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要整備森林（以下「要整備森林」という。）に指定されている別に定める年齢の森林（公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。）について、1 施行地につき 1 回限り行う不良木の<sup>とうた</sup>淘汰並びに作業道等の開業及び改良</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

4 この規則において「育成複層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 人工林整理伐 天然更新を図り、針広混交林化又は広葉樹林化を促進することを目的として、別に定める年齢の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積をいう。）並びに作業道等の開設及び改良をいう。ただし、森林施業計画において、抜き伐りによって針広混交林又は広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。

(3)～(8) [略]

5 [略]

6 この規則において、「特定間伐」とは、別に定める緊急間伐推進団地において緊急間伐推進協定に基づいて別に定める年齢の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去及びこれらに伴う作業道等（長期間継続して使用される作業道（以下「特定間伐作業道」という。）を含む。）の開設及び改良をいう。

7 [略]

8 [略]

9 この規則において「流域育成林整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、特定間伐、長期育成循環整備及び附帯施設等整備をいう。

10 この規則において「絆の森整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 市民参加型整備（市民主導タイプ） 非営利活動団体及び知事が認める者が森林所有者から受託して森林法第11条第1項の森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）を作成し、又は特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（同法第10条の11の8第2項の施業実施協定に係るもの

4 この規則において「育成複層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 人工林整理伐 天然更新を図り、針広混交林化又は広葉樹林化を促進することを目的として、別に定める年齢の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積をいう。）並びに作業道等の開設及び改良をいう。ただし、森林法第11条第1項の森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）において、抜き伐りによって針広混交林又は広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。

(3)～(8) [略]

5 [略]

6 この規則において、「団地間伐」とは、別に定める間伐推進団地において間伐推進協定に基づいて別に定める年齢の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（以下「間伐促進団地における不用木の除去等」という。）並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去及びこれらに伴う作業道等の開設及び改良をいう。

7 この規則において、「団地間伐作業道」とは、間伐促進団地における不用木の除去等に伴う長期間継続して使用される作業道をいう。

8 [略]

9 [略]

10 この規則において「流域育成林整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、団地間伐、長期育成循環整備及び附帯施設等整備をいう。

11 この規則において「絆の森整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 市民参加型整備（市民主導タイプ） 非営利活動団体及び知事が認める者が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項の施業実施協定に係るものに限る。）を受けた同項に規定する特定非営利活動法

に限る。)を受けた同項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)が森林所有者等と同法第10条の11の8第2項の施業実施協定を締結し、自ら森林の管理及び整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア～ウ [略]

(3)・(4) [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行う者で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) [略]

(2) 流域育成林整備事業 市町村、地方自治法(昭和22年法律第67号)第294条第1項の財産区及び同法第284条第1項の一部事務組合(以下「市町村等」という。)、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(3)～(5) [略]

(6) 森林居住環境整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利法人等及び森林所有者の団体

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)～(3) [略]

(4) 補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道、<sup>きずな</sup>絆の森作業道、衛生伐作業道及び居住地森林作業道の全部又は一部を当該作業道に係る森林整備計画期間内に転用若しくは用途変更する場合又は補助

人等をいう。以下同じ。)が森林所有者等と同法第10条の11の8第2項の施業実施協定を締結し、自ら森林の管理及び整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア～ウ [略]

(3)・(4) [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行う者で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) [略]

(2) 流域育成林整備事業 市町村、地方自治法(昭和22年法律第67号)第294条第1項の財産区及び同法第284条第1項の一部事務組合(以下「市町村等」という。)、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画に基づき同法第2条第1項に規定する特定間伐等(以下「特定間伐等」という。)を実施する者(5戸以上の森林所有者から特定間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の特定間伐等を受託して実施する者に限る。)

(3)～(5) [略]

(6) 森林居住環境整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)～(3) [略]

(4) 補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、団地間伐作業道、長期育成循環作業道、<sup>きずな</sup>絆の森作業道、衛生伐作業道及び居住地森林作業道の全部又は一部を当該作業道に係る森林整備計画期間内に転用若しくは用途変更する場合又は補助

目的を達成することが困難となる行為を行おうとする場合は、あらかじめ所管する局長にその旨届け出るとともに、当該転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為に係る作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5)～(11) [略]

2・3 [略]

目的を達成することが困難となる行為を行おうとする場合は、あらかじめ所管する局長にその旨届け出るとともに、当該転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為に係る作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5)～(11) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成20年度分の補助金から適用する。